

半世紀に渡り香港で活躍する「フジテック香港」

～摩天楼そびえる香港より～

text by 滋賀銀行 香港支店 上田 隆久

毎日の生活の中で、何気なく利用しているエレベータ、エスカレータ。その
 利便さ、快適さゆえに、現在の都市生活の中ではなくてはならない存在と
 なっている。高層ビルが立ち並ぶ香港において、日本の専門メーカーとして
 半世紀に渡り着実に実績を積み上げているFUJITEC (HK) CO.,LTD.
 (以下、フジテック香港)の井上治男・董事兼総経理、安達史朗・市場部部
 門経理にお話を伺った。



フジテック香港を支える井上総経理(左)と安達経理

「世界へ挑戦」の第一歩

フジテックの香港進出は、1964年(昭
 和39年)8月にまでさかのぼる。創業者
 の内山正太郎氏の「世界は一つの市
 場」という理念のもと、初めての海外拠
 点としてフジテック香港が設立された。

進出のきっかけは、当時フジテックで
 は既に高速エレベータの技術力を有し
 ながらも、日本では高層ビルが少なかっ
 たのに対し、香港では高層ビルが林立
 していたという建設事情による。この香
 港であれば「当社の高度な技術が存
 分に発揮できる」。さらに、当時の日本で

は財閥系企業が市場の大勢を占めて
 いたが、「国際市場においては“しがら
 み”にとらわれず、正当にフジテックの技
 術力を評価してもらえ」、そんな思い
 が香港進出への夢を具現化させる原
 動力となった。

しかし、進出当初はコネクションが何
 も無くゼロからのスタートだった。開拓者
 の苦労は想像を絶するものだったが、
 どこよりも卓越した同社の技術力を粘り
 強く訴え続けた結果、当時香港で最高
 の28階建ての「サンヒンビル」のエレ
 ベータ13台の受注獲得に成功。「この
 受注こそ世界に名乗りを上げるための
 試金石であり、天王山の一戦だ。世界

の人たちが集まる香港の一番高いビル
 にフジテックのエレベータを据え付ける
 ことは誠に意義深い」と、全社員が沸き
 立ったという。

香港の名所に入り込む 同社の技術

今日まで着実に実績を積み上げてき
 た結果、同社は現在、香港におけるエ
 レベータシェアでトップ3に入っており、
 香港のあらゆる場所でフジテックのエレ
 ベータに出会うことができる。香港旅行
 者の憧れの的である「ペニンシュラホテ
 ル」、8月に落成式典が行われたばかり
 の新たな行政の中心「香港政府総合



高級オフィスビル「マンハッタン・プレイス」

庁舎本部ビル」にもフジテックの技術が
 注ぎ込まれている。また、2008年に完成
 した高級オフィスビル「マンハッタン・プレ
 イス」のエレベータは、フジテックで最速
 を誇る480m/分の超高速機種が設置
 されている。

香港では、技術力と同時に、奇抜な
 デザインなど「他とは違う」モノが求め
 られ、エレベータは基本的に全てが
 オーダーメイドである。作る側にすれ
 ばコスト面など課題が多く、できれば避



「グローバル事業本部」のある「上海フジテック城」

けたいところだが、見方を変えれば「日
 本国内ではなかなか生かせない技術
 が、香港で活躍していることになる」と
 井上総経理は言う。「香港は、まさにエレ
 ベータの総合見本市(デパート)」と
 営業から設計にまで携わる安達経理
 も冗談めかして話されるが、その顔に
 は活躍できるステージの大きさに、充実
 感が伺える。

とどまることを知らない グローバル化

本社を滋賀県彦根市に移転したの
 が2006年(平成18年)4月。「ビッグウイ
 ング」と称する本社施設内に、同年11月、
 ランドマークとしてそびえ立つ高さ
 170mのエレベータ研究塔が完成した。

本拠地を滋賀県に移したことで、より
 一層滋賀銀行との距離も縮まり、当行
 彦根支店との取引をベースに、フジテ
 ック香港は当行香港支店との銀行取引
 はもちろんのこと、華南エリアを中心とし

た情報収集に活用い
 ただいている。

中国では、今や世界
 のエレベータ需要(年
 間60万台)の半分を占
 めている。そこで今年4
 月、フジテックグループ
 を統括する「グローバル
 事業本部」を日本から
 中国・上海の「上海フジ
 テック城」に移転した。

その上海では、当行上海駐在員事務
 所を定期的な情報交換の場としてご利用
 いただいている。

「世界は一つの市場」という理念の
 もと始まったフジテックの海外進出は、
 既に世界22の国と地域に展開するま
 でに広がり、更なるグローバル化は今
 もなお進行中である。当行もその一助
 となるべく、引き続き信頼されるパート
 ナーとして、一層のサポート体制を構
 築していきたい。

【会社概要】

フジテック株式会社

- 所在地/滋賀県彦根市ビッグウイング
- 代表者/代表取締役社長 内山高一
- 設立/1948年2月
- 事業内容/エレベータ、エスカレータ、動く歩道、新交通システムなどの研究開発・製造・販売・据付・保守
- URL/http://www.fujitec.com

FUJITEC(HK) CO.,LTD.

- 所在地/34th Floor, Hong Kong Plaza, 188 Connaught Road West, Hong Kong.
- 代表者/董事兼総経理 井上治男
- 設立/1964年8月
- 事業内容/エレベータ、エスカレータなどの製造・販売・据付・保守
- URL/http://www.fujitec-hk.com.hk

中国の個人所得税法改正

9月1日、中国で改正「個人所得稅法」が施行された。改正の主な内容は右表のとおりである。

今回の改正で基礎控除額(最低課税限度額)が月額2,000元から3,500元に引き上げられ、月収3,500元以下

1. 基礎控除額引上げ	基礎控除(月額):2,000元→3,500元
2. 税率表の変更	5%~45%の9等級→3%~45%の7等級 低所得者層の税負担軽減、中高所得者層の税負担増加
3. 納付期限の変更	翌月7日以内→翌月15日以内に延長

の給与所得者は個人所得税が免除される。納税者数は約8,400万人から2,400万人に減少し、6,000万人(日本の労働人口に相当)が非課税対象になった。本改正の目的は低所得者層への優遇と消費の底上げであり、一般の労働者にとっては、歓迎される改正である。

一方、税法解釈の変更も多い。例えば、「月餅税」である。中国には、日本のお中元やお歳暮のように、日ごろお世話になっている人に「月餅」を贈る慣わしがある。国家税務局はこの月餅について、「企業から贈られる月餅は現物支給の手当と見なし、月餅税を課税する」として

いる。そのために所得が3,500元を超え、所得税を課税されてしまう労働者もいる。その他にも、婚姻法の解釈変更により、新たな税制を施行された都市もある。

今回の改正は、「一時的に減税になっても、新たな税金が増えて、結局増税になる」という労働者の声が多い。「低所得者層を優遇し消費を底上げする」ための「個人所得稅法」の改正が、解釈の変更による新たな税制により、消費の底上げに繋がらないかもしれない。

(国際部武漢研修生 木村)